

豊能町訪問入浴サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町地域生活支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という）第2条第1項第14号に規定する訪問入浴サービス事業について、実施要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(利用条件)

第2条 この事業の利用者は、原則として、下肢若しくは体幹機能障害により身体障害者手帳1級若しくは2級の交付を受けている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 居宅において、自力又は介護者（家族又は継続的に利用者の日常生活の支援を行う者をいう。以下同じ。）のみでは入浴が困難な者
- (2) 医師が入浴可能と認めた者
- (3) 介護者の立会いが可能な者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、この事業を利用することができない。

- (1) 疾病又は負傷のため、入院加療が必要な者
- (2) 他の利用者に重大な影響を与える感染症を有している者
- (3) 介護保険制度に基づく訪問入浴介護を利用することが可能な者
- (4) その他町長が不相当と認めた者

(事業内容)

第3条 この事業の実施方法は、介護保険制度に基づく訪問入浴介護に準じるものとする。

(介護者の責務)

第4条 介護者は、医師との連携を密にして利用者の入浴に伴う健康管理に責任を負うものとする。

(事業の利用)

第5条 利用者は、訪問入浴サービス事業者に地域生活支援サービス受給者証を提示して、訪問入浴サービスを利用することができる。

2 このサービスの利用は、原則として利用者1人当たり週に2回を限度とする。

(事業の中止)

第6条 町長は、住居若しくは介護者の状況等の変化により入浴サービスを利用する必要がなくなつたと認めるとき又は町長が事業の実施が適当でないと認めるときは、事業を中止することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の事業の実施に係る利用負担額及び費用については、なお従前の例による。